

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文

意匠法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

41.1 意匠法第5条の規定

公の秩序や風俗を維持すること、あるいは産業発展を阻害する要因を排除することは、公益上の理由から重要なことであって、これに反する性質のものを法律で保護すべきではない。新規性及び創作非容易性を有し、かつ工業上利用することができる意匠に該当する意匠である等の意匠登録の要件を満たすものであっても、意匠登録の査定の時点において、以下のいずれかに該当する場合は、意匠登録を受けることができない。

- (1) 公序良俗に反する意匠 (→41.1.1、41.1.2)
- (2) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 (→41.1.3)
- (3) 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠 (→41.1.4)

41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれが多く、公の秩序を害するおそれがあるものと認められるので、このような意匠は、意匠登録を受けることができない。

ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗等のように公の秩序を害するおそれがないと認められる場合は含まれない。

41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について

健全な心身を有する人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等は、善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について

他人の著名な標章やこれとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれが多く、その意匠は他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれが

あるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について

物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与するのと同様の結果を招くこととなるため、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。

41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型

以下の、いずれかに該当する意匠は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められる。

(1) 物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状（必然的形状）からなる意匠

意匠登録出願に係る意匠が必然的形状に該当するか否かは、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能を体現している形状のみに着目して判断することとするが、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

- ①その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。
- ②必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

(2) 物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

物品の互換性の確保等（技術的機能の確保を含む。）のために、物品の形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化された形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用は、形状に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に限ることとする。

したがって、例えば、事務用紙（紙の原紙寸法 JIS P 0202）、日用紙（封筒 JIS S 5502）、記録媒体（コンパクトディスクオーディオシステム JIS S 8605）は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第5条第3号の規定は適用しない。

41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例

以下に該当するものは、物品の互換性確保等のために標準化された規格に該当する。

(1) 公的な標準

一般財団法人日本規格協会が策定する J I S 規格(日本工業規格)、I S O (国際標準化機構)が策定する I S O 規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(2) 事実上の標準(デファクト・スタンダード)

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。